

姫路市公告第 342号
令和 8年 7月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札について

保育所等AI入所選考システム構築および運用・保守業務について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

保育所等 AI 入所選考システム構築および運用・保守業務委託

(2) 概要

保育所等への入所選考において、申請者の世帯状況や希望等に応じ、複雑な条件を考慮して、多くの時間を要して選考事務を行っている。令和3年12月より AI を利用したシステムを導入し、使用する前と比べ大幅な処理時間の短縮に繋がっている。今後も作業時間の短縮、申請者や施設へ結果を早期に通知するなどの市民サービスの向上、業務の効率化・適正化を推進するため、保育所等 AI 入所選考システム（以下、「本システム」という。）を構築し、運用するものである。

(3) 入札日

令和8年（2026年）8月10日（月）

(4) 履行期間

【構築業務委託期間】

契約締結日から令和9年2月28日まで

【運用・保守業務委託期間】

令和9年3月1日から令和14年2月29日まで

※保守業務については、5年間の長期継続契約とする。

(5) 実施場所

姫路市役所こども保育課

(6) 担当

姫路市こども未来局教育保育部こども保育課（以下「こども保育課」という。）

2 入札に参加できる者

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）の規定による資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）を受けていない者であること
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象事業者に該当していない者であること
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること

ア 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「コンピュータ・情報処理関連業務」の詳細業種「システム開発・運用」において競争入札に参加する資格を有する者

イ 姫路市税（納税義務がある場合に限る。以下同じ。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者

ウ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること

（ア） 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者

（イ） 姫路市登録業者指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更正手続開始の申立てを含む。）がなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）

オ 入札に参加しようとする者の間に次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しないこと。

（ア） 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

a 組合とその組合員の関係にある場合

b 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

カ 平成27年4月1日以後に完了した、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体（公共法人等）が発注したシステムの開発や構築の履行実績を有すること

3 入札参加申込書等の配付の期間及び場所

配付期間	公告の日から令和8年7月24日（金）まで
配付場所	姫路市役所ホームページで提供する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033273.html)

4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

- (1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次号に示す受付期間及び受付場所に、次に掲げる書類を郵送又は持参により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。なお、書類を郵送により提出する場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによることとし、持参する際は、受付場所へ事前に連絡をした上で持参すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式1）

イ 姫路市税の納税証明書（滞納無し証明書）（公告日以後に発行されたものの原本または写し、市税の納税義務がある場合に限る。）

ウ 国税の納税証明書（税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたものの原本または写し）

エ 第2項第3号オに規定する関連企業申告書（様式2）

オ 第2項第3号カに規定する履行実績に係る調書（任意様式）

(2) 入札参加申込みの受付期間、受付場所及び受付方法

受付期間	公告の日から令和8年7月24日（金）まで（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の日における午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
受付場所	姫路市安田四丁目1番地 こども保育課 電話番号：079-221-2313 メールアドレス：kosodate-hoiku@city.himeji.lg.jp
受付方法	こども保育課に事前に連絡の上、受付期間内に入札参加申込書の原本を持参又は郵送すること。

- (3) 姫路市は、提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和8年（2026年）7月31日（金）を目途に、確認通知書をメールにて通知する。
- (4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。
- (5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和8年（2026年）8月7日（金）までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由を請求する旨を書面又は電子メール（送信先：kosodate-hoiku@city.himeji.lg.jp）にて、こども保育課に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。
- (6) 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (7) 提出された書類は、返却しない

5 質疑

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に、別に指定する質疑書（様式3）に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。なお、質疑書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

質問受付期間	公告の日から令和8年（2026年）7月24日（金）まで
送信先	kosodate-hoiku@city.himeji.lg.jp

質問回答を示す日時及び場所	質問受付期間内に受領した全ての質問内容及び回答を令和8年7月31日（金）までに電子メールにて送信する。 なお、質問した法人名は公表しない。また、入札参加資格等に関する質問については、原則として公表しない。応募状況等の問い合わせ及び提出書類の確認については、一切受け付けない。
---------------	--

6 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和8年8月10日（月）午後2時
入札及び開札の場所	姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 本庁舎地下1階 B101会議室

7 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

8 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	公告の日から令和8年8月10日（月）まで
契約条項を示す場所	姫路市役所ホームページで提供する。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033273.html)

9 入札に関する事項

- (1) 入札方法等
 - ア 入札書は指定する様式を使用すること。
 - イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委任状を入札書と同封すること。
 - ウ 入札書へは、業者登録申請時に届出の使用印を押印すること。
 - エ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。
 - オ 入札を辞退する場合は、入札日までに理由を付した辞退届を提出すること。一度提出した辞退届は、撤回をすることはできない。
- (2) 入札に関する条件等
 - ア 入札を行うときは、確認通知書を持参し、提示すること。
 - イ 入札及び開札には必ず出席すること。郵便及び電話による入札は、認めない。

ウ 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない総額(構築費用および令和9年3月分の運用・保守費用の合計額)を入札書に記載すること。また、その内訳を入札書の指定の箇所に記入すること。

エ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法(明治40年法律第45号)及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

10 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (2) 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加を認められた者がした入札、その他入札参加資格のない者のした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 再度入札における入札金額が、初回又は前回の入札の最低金額と同額又はこれを超えた入札
- (7) 入札書に記名押印(姫路市に届出している使用印)のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
- (11) 前項第2号ア及びイに規定する入札に関する条件等に違反する入札
- (12) 第2項第3号オに定めるいずれかに該当する複数の者のした入札。ただし、該当する者のうち1者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は、無効としない。

11 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適當であるときは、その者を落札者としないことがある。

- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。

1 2 再度入札に関する事項

- (1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。再度入札の回数は、2回とする。
- (2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者及び無効とされた者は、参加できない。

1 3 その他

- (1) 予定価格は、非公表とする。
- (2) 本業務についての説明会は、実施しない。
- (3) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、姫路市登録業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 発注者は令和9年度以後において、本業務に係る予算の減額又は削除があった場合は、本契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、本業務の受注者に損害があるときは、受注者は、その損害の賠償を姫路市に請求することができるものとし、この場合における賠償額は協議の上定めるものとする。
- (6) 本案件は電子契約を活用した契約締結を可能とする。落札者となった者で電子契約を希望する場合は、開札後直ちに電子契約利用申請書を××課まで提出すること。なお、業者登録名簿に登録されている者であり、かつ、電子契約用メールアドレスを登録している場合は、電子契約利用申請書の提出は不要とする。また、必要な様式等は、必要に応じて姫路市ホームページからダウンロードし、使用すること。
(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026069.html>)
- (7) 本契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。